明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三〇二）　二

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**三九六）　二

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三八六）　二

○アフガニスタン・イスラム共和国における「警察識字能力強化計画（第二期）」のための贈与に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の書簡の交換に関する件（**外務**三一五）　三

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（**農林水産**二六六六）　三

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一〇二五、一〇二六）　四

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一〇二七、一〇二八）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇二九）　六

○直轄砂防工事を施行する件（同一〇三〇）　六

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一九五）　七

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**一九二～一九五）　七

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一九六）　八

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一九七）　八

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一九八）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省　外務省　財務省　気象庁　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

労　働　九

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　一〇

最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示六）　一〇

〔資　料〕

平成二十五年八月中国際収支状況（速報）及び平成二十五年四～六月中国際収支状況（確報）（財務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、公示送達関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　三

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三〇二号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二六年一〇月三一日までとすることとした。（第一条関係）

2　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号ヌに掲げる業務等に附帯する業務として、空路によりこれらの業務に従事する人員の輸送又はこれらの業務に必要な物資の補給を行う場合の国際平和協力手当の支給について改正することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。